医師確保計画を通じた医師偏在対策

背景

- ・ 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客 観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢 構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき 5要素」

- ・ 医療需要(ニーズ)及び 将来の人口・人口構成の変化
- ・ 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- ・ 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別 (区域、診療科、入院/外来)



医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

医師偏在指標

小 下位33.3% ⇒医師少数区域

」 上位33.3% 」⇒医師多数区域

医療圏の順位 335位 334位 333位

. .

3位 2位 1位



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

全国335医療圏

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例) 短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域 から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
 - ・中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元 出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

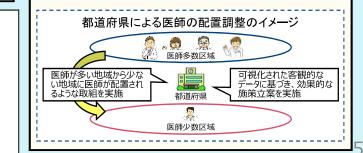
(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終 了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指 標を踏まえて算出する。

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

- |(例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
 - ・地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏 から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣 する調整を行う



3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)



* 2020年度からの最初の 医師確保計画のみ4年 (医療計画全体の見直 し時期と合わせるため)

医師の確保に関する事項(第8次医療計画の見直じのポイント)

概 男

- 医師確保計画の策定において基礎となる、地域ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価するための医師 偏在指標について精緻化等を行う。
- 地域の実情に応じて安定した医師確保を行うため、地域枠等の恒久定員内への設置、寄附講座の設置、地域における子育て支援等を進める。

医師偏在指標の精緻化等

- ・ 三師統計で用いる医師届出票において、「従たる 従事先」に記載された医療機関が主たる従事先と異 なる医療圏である場合、医師数を主たる従事先では 0.8人、従たる従事先では0.2人として医師偏在指標 を算出する。
 - ※分娩取扱医師偏在指標及び小児科医師偏在指標も同様

ふりがな									電話								
名	称								代表電話								
40										()		1000)	
所 在	地	〒 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	市郡		×	in 19		E +	ī								
勤務状		12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直·E	直を除く) 0	H 0	.5 1.0	1.5	2.0	2.5 3	.0 3	.5 4.0	4.5	5.0 5.5	6.0	6.5 7.0	
該当する項目を 1 つ○で囲むこ		11月の宿直・日直回数(回/)	月) 0	0 1	2	3	4 5	6	7	8	9]	10~15	未満	15~20	未満	20以上	
従たる従事先の	件数	件 (今年度1	2月31E	日現在で産	用契	約等の	ある全	ての後	生たる	従事先	()						

・ 新たに、地域の実情に応じた施策を検討する際に 活用することができるよう、勤務施設別(病院及び 診療所)の医師偏在指標を参考として都道府県に提 示する。

地域枠等の設置促進等

- 都道府県は、地域枠に加え、柔軟に運用できる地 元出身者枠の恒久定員内への設置について、積極 的に大学と調整を行う。
- 特に医師少数都道府県においては、地元出身者を 対象として他都道府県に所在する大学にも地域枠 を設置し、卒前からキャリア形成に関する支援を 行うことで、医師確保を促進する。
- 都道府県は、寄附講座の設置、派遣元医療機関への逸失利益の補填に加えて、その他の既存の施策を組み合わせることで、医師少数区域等の医師確保を推進する。
- ・ 地域の医療関係者、都道府県、市町村等が連携し、 地域の実情に応じた子育て支援に取り組む。

目標医師数

第5回地域医療構想及び医師確保計画に関する ワ - + ン グ グ ル - プ

資料 1

国が定めている定義(ガイドライン)

令 和 4 年 6 月 1 6 E

- 計画終了時点の医師偏在指標の値が、計画開始時点の医師少数都道府県及び医師少数区域の基準値 (下位33.3%)に達することとなる医師数を目標医師数に設定する。
- 二次医療圏単位での目標医師数は、計画終了時点において、各医療圏で確保しておくべき医師の総数であり、 目標医師数と計画開始時の医師数との差が、追加的に確保が必要な医師の総数。

目標医師数(計画終了時) = <u>下位1/3の医師偏在指標(計画開始時)</u> × 推計人口(計画終了時、10万人単位)

× 地域の標準化受療率比(計画終了時)

- ・医師少数区域を脱する医師偏在指標を基準とし、計画終了時にその基準に達するために必要な医師数を「目標医師数」として算出
- ・計画終了時の推計人口及び地域の標準化受療率比の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を用いる

医師偏在指標(計画開始時) =

標準化医師数(計画開始時)

地域の人口(計画開始時、10万人単位)×地域の標準化受療率比(計画開始時)

二次医療圏の目標医師数の設定 目標医師数の達成のために 医師少数区域 医師多数区域 必要な医師を確保 医師偏在 全国335医療圏 指標 大 医師偏在指標 医師少数区域 の基準値 (下位33.3%) (上位33.3%) 医師少数区域の基準値 目標医師数 ※ 医師少数区域以外の目標医師数は 目標医師数 **都道府県において独自に設定**する (医療圏) 16

次期医師確保計画における目標医師数に関する考え方

<医師確保計画策定ガイドライン 第8次(前期)より抜粋>

- 5-3. 目標医師数
- 5-3-1. 目標医師数
- (i) 考え方
- 3年間の計画期間中に医師少数区域及び医師少数都道府県が計画期間開始時の下位33.3%の基準を脱する(すなわち、その基準に達する)ために要する具体的な医師の数を、目標医師数として設定する。
- **目標医師数は、計画期間終了時点において、各医療圏で確保しておくべき医師の総数を表すものであり、当該医療圏の計画終了時点の 医師偏在指標が計画開始時点の下位33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数と定義する**。したがって、医師確 保対策により追加で確保が必要な医師数は、目標医師数と現在の医師数との差分として表されることとなる。
- なお、目標医師数の設定に当たっては、地域で必要とされる医療が提供される必要があることから、医療提供体制の維持を考慮することとする。
- (ii) 都道府県
- 医師少数都道府県の目標医師数は、計画期間終了時の医師偏在指標が、計画期間開始時の全都道府県の医師偏在指標について下位 33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数と定義する。
- 医師少数都道府県以外は、目標医師数を既に達成しているものとして取り扱うが、前述のとおり、これは既存の医師確保の施策を速やかに廃止することを求める趣旨ではなく、新たに医師確保対策を立案することを抑制する趣旨であることを踏まえ、以下に記載する**自県の二次医療圏の設定上限数の合計が都道府県の計画開始時の医師数を上回る場合は、二次医療圏の目標医師数の合計が都道府県の計画開始時の医師数を上回らない範囲で、二次医療圏の目標医師数を設定する**。
- (iii) 二次医療圏
- 医師少数区域の目標医師数は、計画期間終了時の医師偏在指標の値が、計画期間開始時の全二次医療圏の医師偏在指標について下位 33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数と定義する。ただし、<u>計画期間開始時に既に下位33.3%に相当する医</u> <u>師偏在指標に達するために必要な医師数を達成している場合は、医師の地域偏在の解消を図る観点から、原則として、目標医師数は計画</u> 開始時の医師数を設定上限数とする。
- 医師少数区域以外の二次医療圏における目標医師数は、原則として、計画開始時の医師数を設定上限数とする。ただし、**今後の医療需要の増加が見込まれる地域では、厚生労働省が参考として提示する「計画終了時に計画開始時の医師偏在指標を維持するための医師数」を踏まえ、その数を設定上限数とする**。